

意見の概要と市の考え方、日野市路上喫煙禁止条例(素案)への反映方針

お寄せいただきましたご意見と、それらに対する市の考え方、日野市路上喫煙禁止条例(素案)への反映方針は下記の通りです。ご意見は要約したものを記載しています。

番号	素案対象条	該当項目(素案該当項目)	該当項目(パブリックコメント概要の該当ページ)	意見・提案(要約)	市の考え方	日野市路上喫煙禁止条例(素案)への反映方針
1	第1条関係	第1条第1項	路上喫煙禁止条例(素案)の目的。(p.2)	第1条の記載内容(目的)が誤っている。喫煙者而非喫煙者は協力・共存はできない。受動喫煙は喫煙者による非喫煙者に対する一方的な加害行為にあたる。内容を改めるべき。	喫煙者は望まない受動喫煙について生じさせることが無いように周囲の状況に配慮をしなければならないと考えております。しかしながら、喫煙を行うこと自体は権利として認められているものであるため、非喫煙者においてもその権利を容認して互いに歩み寄りながら快適な生活を送るために協力することが重要であると考えます。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
2	第2条関係	第2条第1項第1号	該当なし	電子タバコも対象とするべき。日野市環境審議会で「電子タバコも対象」と説明していたがなぜ対象外となったのか。	現状国内における電子タバコによる健康影響が明らかでないため、電子タバコは規制の対象外とする方向で考えております。今後国内で電子タバコによる健康影響が明らかとなった場合、再度電子タバコを規制対象とするか検討を行います。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
3	第2条関係	第2条第1項第1号	該当なし	「嗅ぎたばこ」「噛みたばこ」「水たばこ」も規制対象とするべき。	本条例は受動喫煙等の危険の防止を図る観点から、たばこを燃焼・加熱することにより煙を出さない「嗅ぎたばこ」「噛みたばこ」は対象外としております。「水たばこ」については煙を喫煙するものであるため、規制の対象としています。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
4	第2条関係	第2条第1項第3号	日野市内全域の道路、公園、広場その他公共の用に供されている場所での歩行喫煙を禁止。(p.4)	「公共の場所」が限定的に解釈される可能性があることから「道路、公園、広場その他公共の用に供されている場所」を「…その他の…」に変更すべき。また、「公園」という記載内容には東京都などが管理する公共の公園が含まれることを明確化するべき。	「公共の用に供されている場所」とは不特定多数の人が利用、通過をする「日野市の所管する水路、公園その他これらに類する場所」を想定しております。加えてご指摘の通り定義の範囲が解釈によって変わる懸念があることから、「道路等」「公共の用に供される場所等」として、定義を追加するといった記載内容の変更を検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
5	第2条関係	第2条第1項第3号、第4号、第5号	歩行喫煙とは(p.4)	「喫煙ができる状態のたばこ」として「火をつける前のたばこ」を規制対象としていることに賛成。	「喫煙ができる状態のたばこ」は火の付いた状態のたばこ及び加熱されている状態のたばこをいいます。火をつける前のたばこは対象外となります。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
6	第2条関係	第2条第1項第4号	歩行喫煙とは(p.4)	歩行喫煙の対象について、定義が不明確なため明確にするべき。	歩行喫煙の定義を「道路等において、歩きながら若しくは自転車…喫煙をする事」としていたものを「道路等及び公共の用に供される場所等において移動しながら喫煙すること…」。ただし、自動車の車内で喫煙する場合、自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出しない状態は、この限りではない。」として変更することを検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
7	第2条関係	第2条第1項第5号	喫煙者の責務(p.3)	たばこのポイ捨ての対象にたばこの灰や空き箱も含めるべき。	受動喫煙のおそれがあるものを対象としています。たばこの灰についてはご指摘を加味し定義に加えることを検討します。なお、たばこの空き箱(包装紙)については『日野市みんまでまちをきれいにする条例』第8条第1項にて定めていることから、本条例案の対象からは除外しております。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
8	第2条関係	第2条第1項第5号	喫煙者の責務(p.3)	たばこのポイ捨ては道路等(公共の用に供される場所)以外にも行われる可能性があることから「灰皿(吸殻を収納するために設置されている場所)以外の場所に捨てること」等に文言を修正するべき。	ポイ捨ての対象場所を明確にするため、定義の記載内容を「…道路等及び公共の用に供される場所等…」と変更することを検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
9	第2条関係	第2条第1項第6号	市民の責務(p.3)	日野市に一時的に滞在する者や通過するだけのものを対象となるので、記載を「市民」から「市民等」に改めるべき。	「市民」では日野市民のみであると捉えられる可能性があることから、ご指摘の通り「市民等」と変更することを検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
10	第3条、第4条、第5条関係	第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項	日野市の責務、市民の責務、事業者の責務(p.3)	受動喫煙の危険性は「路上喫煙」に限られるものではなく、かつ周囲に配慮しなければいけないのは「路上喫煙」に限られるものではない。「路上喫煙」を「喫煙」に改めるべき。	条例素案第1条において「路上喫煙による受動喫煙等…」を目的(対象)としていることから変更は行いません。また、第1条の「路上喫煙による受動喫煙等…」を「路上喫煙による受動喫煙及びたばこのポイ捨てによる…」に変更することを検討します。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
11	第3条、第4条関係	第3条第2項、第4条第1項	日野市の責務、市民の責務(p.3)	吸殻やごみのポイ捨てをしない意識を市民一人一人が高めていきたい。	日野市の責務として「喫煙マナーの向上のための情報発信等啓発を推進する」と定めておりますので、広くマナー啓発等を実施していきたいと考えております。また、市民等(市の区域に居住、滞在、通過する人)の努力義務として市の施策への協力をお願いする文言がありますので、併せて周知をしていきたいと考えております。	ご意見として承ります。

12	第3条関係	第3条第2項	日野市の責務(p.3)	「喫煙者の喫煙マナーの向上を図るため」とあるが、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例、日野市路上喫煙禁止条例において「ルール」が定められている。そのため「喫煙ルールの遵守」とするべき。	「マナー」とは社会通念上守るべき規範と考えます。また「ルール」とは、ある条例等の中に定められた事項と考えております。条例に記載された事項(ルール)のみでなく、マナー向上を図ることで快適な地域環境の形成を図ることを目的としていることから、変更は行いません。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
13	第4条関係	第4条第1項	市民の責務(p.3)	市民の責務を努力義務としていない理由を説明するべき。日野市の施策に対して反対意見を持つ市民がいた場合、この市民は条例に違反している状況になるのではないかと。	日野市の実施する施策に対して反対の意見を持つことは任意であると考えております。そのため、市民等の責務として日野市の施策への協力は強制ではなく、努めて協力していただく条文に変更する形で検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
14	第5条関係	第5条第1項	事業者の責務(p.3)	事業者に対して、ポイ捨てや望まない受動喫煙を生じさせないように、従業員に対し啓発を行う努力義務を課すべき。	「事業者」には従業員も含まれるものとして考えていることから、ご指摘のような啓発等の市との連携した関連施策の実施に対して努力義務が課されているものと考えております。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
15	第5条関係	第5条第1項	事業者の責務(p.3)	たばこ販売事業者に対し、吸殻の清掃や望まない受動喫煙を生じさせないような措置を講じさせることを義務づけるべき。	吸い殻を発生させたものはたばこ販売事業者とは限らないため、吸殻の清掃を義務づけることはできないと考えております。また、望まない受動喫煙を生じさせないことは健康増進法に配慮義務として規定されていることから、本条例案では努力義務としています。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
16	第6条、第7条関係	第6条第1項、第7条第1項	喫煙者の責務(p.3) 日野市内全域の道路、公園、広場その他公共に供されている場所での歩行喫煙を禁止。(p.4)	第6条第1項と第7条第1項が重複しているため、整理するべき。	第6条第1項は喫煙者の責務を規定しているため、第7条第1項にて、市内全域における歩行喫煙の禁止規定は必要であると考えております。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
17	第6条関係	第6条第1項	喫煙者の責務(p.3)	歩行喫煙だけではなく路上喫煙についても市内全域で禁止するべき。都内でも路上喫煙を禁止している自治体があるので、多摩地区においても日野市が率先して規定をするべき。	喫煙自体は権利として認められることから路上喫煙禁止地区以外での路上喫煙は規制をしない方針となります。なお、路上喫煙をする際には望まない受動喫煙を生じさせることが無いようにする等、周囲に配慮する必要があります。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
18	第6条関係	第6条第1項	喫煙者の責務(p.3)	「喫煙者は…ポイ捨てをしてはならない。」と規定されているが、「自分は喫煙しておらず他人のたばこをポイ捨てしただけ」と主張をされる可能性がある。そのため「喫煙者は…」を「何人も…」に変更するべき。	現状ポイ捨てについては『日野市みんなでまちをきれいにする条例』にて禁止行為として「何人も…投げ捨てをしてはならない。」と規定をしています。一方で、本条例においては喫煙者の守るべき責務として改めて「喫煙者は…ポイ捨てをしてはならない。」と規定をするものです。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
19	第6条関係	第6条第2項	路上喫煙禁止地区を設定、その区域内での路上喫煙を禁止。(p.4)	第6条第2項の記載には疑問がある。歩きタバコ、道路で立ち止まった喫煙のいずれもたばこの煙は7m以上漂ってくるため、受動喫煙の害を必ず受ける。すれ違いざまのたばこの火は目線が低いものにとって危険。	喫煙については、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮すること(「健康増進法」)、他人に受動喫煙をさせることがないように努めること(「東京都受動喫煙防止条例」)と規定がされています。一方で禁止された場所以外で喫煙をする事は権利として認められていることから第6条第2項の記載といたしました。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
20	第6条関係	第6条第2項	喫煙者の責務(p.3)	「喫煙者は、望まない受動喫煙を生じさせてはならない」とするべき。	健康増進法第27条第1項において、「何人も、…喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることは無いよう周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定されており、東京都受動喫煙防止条例第4条第1項において、「都民は、…他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。」と規定されているので、ご意見として承り原案の通りとさせていただきます。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
21	第6条関係	第6条第3項	該当なし	「健康増進法第29条」ではなく「健康増進法第29条第1項」ではないかと。	「健康増進法第29条第1項」に修正することを検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
22	第6条関係	第6条第3項	該当なし	健康増進法第29条第1項及び東京都受動喫煙防止条例第8条第1項は、特定施設等における喫煙を制限する規定であるので、「路上喫煙をしてはならない」ではなく、「喫煙をしてはならない」とするべき。	健康増進法第29条第1項及び東京都受動喫煙防止条例第8条第1項では、特定施設等における喫煙の禁止が規定されているため、「前項の規定にかかわらず、…、喫煙をしてはならない」に修正することを検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。

23	第7条関係	第7条第1項	日野市内全域の道路、公園、広場その他公共の用に供されている場所での歩行喫煙を禁止。(p.4)	第7条の規定に賛成する。民間施設や都営団地等の市が所管する施設以外の施設も歩行喫煙の対象となることに賛成。	「日野市内全域での歩行喫煙の禁止」ですが、歩行喫煙の対象となるのは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定される道路・立体横断施設及び市が所管している公共の用に供される場所等と考えております。そのためご意見に記載の「市の所管していない民間施設等」は道路等を除いて歩行喫煙禁止の対象外となります。ご意見を踏まえ、定義の範囲が解釈によって変わる懸念があることから、「道路等」、「公共の用に供される場所等」、「歩行喫煙」の定義の追加・修正等記載内容の変更を検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
24	第8条関係	第8条第1項	路上喫煙禁止地区を設定、その区域内での路上喫煙を禁止。(p.4)	「市長は、不特定多数の人が利用し、…」と規定されているが、特定の人が利用する場合でも路上喫煙が危険な場合はあるため「不特定」という規定は不要である。また「多数」ではなく「複数」とするべき。	駅周辺等不特定多数が利用し、路上喫煙による迷惑と危険を防止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止地区として指定する予定です。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
25	第9条関係	第9条第1項	路上喫煙禁止地区を設定、その区域内での路上喫煙を禁止。(p.4)	路上喫煙禁止地区に駐停車した車の中での喫煙も禁止にするべき。	路上喫煙禁止地区内で駐停車した車内で喫煙した場合において、自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出し、受動喫煙を引き起こす可能性もあります。そのため「自動車の車内で喫煙する場合で、自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出する」場合には、路上喫煙の対象とすることを検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
26	第9条関係	第9条第1項	路上喫煙禁止地区を設定、その区域内での路上喫煙を禁止。(p.4)	路上喫煙禁止地区内で「市長が指定する場所」において喫煙が可能であるが、「望まない受動喫煙が生じない構造として市長が指定する場所」とするべきである。市長が指定した場合でも受動喫煙が妨げない状態であることが判明した場合には利用停止できる旨の規定を設けるべき。	市長が指定する場所の記載や、市長が指定した場合でも受動喫煙が妨げない状態であることが判明した場合の利用停止について、ご意見として承ります。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
27	第10条関係	第10条第1項、第2項	路上喫煙禁止地区での喫煙を行ったものに対しての指導・命令・過料を設定。(p.5)	市長から委任された者や一般の市民が注意や指導をすることができる旨の規定を設けるべき。	日野市路上喫煙禁止条例施行規則(案)において、指導及び命令に係る事務は路上喫煙防止指導員が行うことを想定しております。なお市民等が条例第7条及び第9条を根拠に注意を行うことを妨げるものではありません。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
28	第11条関係	第11条第1項	路上喫煙禁止地区での喫煙を行ったものに対しての指導・命令・過料を設定。(p.5)	指導、命令を経ずとも過料の適用を可能とするべき。 違反者に現場清掃を命じることができる旨の規定や違反者の氏名を公表できる旨の規定を設けるべき。 ポイ捨てを過料の対象とするべき。 パブリックコメント概要リーフレットでは歩行喫煙が過料の対象ではないかのような記載がされているため修正するべき。	指導、命令、過料と段階的な処分を行う目的は、第7条及び第9条の規定に違反した者が自ら考え、意識の改善を行うことと考えております。第7条及び第9条の規定に違反した者に対する現場清掃や氏名の公表については、ご意見として承ります。 また「日野市みんなでまちをきれいにする条例」第12条ではポイ捨てを行った者に対して、第9条第2項の規定による命令に従わなかった場合、2,000円以下の過料を科す規定があるため、ポイ捨ては過料の対象といたしません。パブリックコメント概要リーフレットの記載内容につきましては修正することを検討します。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。なおパブリックコメント概要リーフレットの記載につきましては修正することを検討いたします。

29	その他	該当なし	路上喫煙禁止地区を設定、その区域内での路上喫煙を禁止。(p.4)	小学校や保育園周辺、公園を路上喫煙禁止地区に指定するべき。	駅周辺等不特定多数が利用し、路上喫煙による迷惑と危険を防止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止地区として指定する予定です。	ご意見として承ります。
30	その他	該当なし	該当なし	市有施設、市有地に設置されている喫煙所を撤去し、全面禁煙化するべき。	ご意見として承ります。	ご意見として承ります。
31	その他	該当なし	公衆喫煙所を日野駅東口広場に設置(予定)。(p.5)	日野駅、豊田駅、高幡不動駅は利用者が多い為、駅前に喫煙所を整備すること自体が不適切。喫煙所を作る場合には、すべての設置予定場所について密閉型にするべき。	喫煙者の喫煙をする権利を尊重しつつも、路上喫煙による受動喫煙やたばこのポイ捨てによる危険を防止する観点から、喫煙所を整備する予定です。また、日野駅喫煙所は密閉型の喫煙所を整備する予定となっておりますが、豊田駅、高幡不動駅での構造については現時点で未定となります。	ご意見として承ります。
32	その他	該当なし	該当なし	巡回やパトロールなど取り締まりを強化するべき。	パトロール等の取り締まりにつきましては、重要であると認識しております。ご意見として承り、検討をします。	ご意見として承り、検討を進めてまいります。
33	その他	該当なし	市民の責務、事業者の責務(p.3)	パブリックコメント概要リーフレットにおいて、条例の条文が不適切に要約されている箇所があるため修正するべき(第4条及び第5条)。	パブリックコメント概要リーフレットの記載内容について修正することを検討します。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
34	その他	該当なし	今後のスケジュール(p.2)	条例施行を令和7年1月1日まで先延ばしにせず施行するべき。	条例制定後、市民の皆様のご理解とご協力を得るために、一定の周知期間を設ける必要があると考えております。	ご意見として承ります。
35	その他	該当なし	該当なし	喫煙者への禁煙支援を条例制定と合わせて行ってほしい。	禁煙支援については健康施策であるため環境政策課では所管しておりません。関係課へご意見があったことを伝達いたします。	ご意見として承ります。
36	その他	該当なし	該当なし	小学校からの禁煙授業を通した啓蒙活動が必要である。	健康施策については環境政策課では所管しておりません。関係課へご意見があったことを伝達いたします。	ご意見として承ります。
37	その他	素案全般	該当なし	「受動喫煙等」という表記の「等」が具体的ではないため、「受動喫煙等」の定義を置くべき。また「受動喫煙」には三次喫煙が含まれることを明記するべき。	ご指摘の通り「受動喫煙等」の「等」を示す事項が不明瞭なため「受動喫煙」を「人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされることをいう。」と定義し、「等」を「及びたばこのポイ捨てによる(危険)」へと記載を改めることを検討します。なお、上述の通り「受動喫煙」を定義すること、三次喫煙(たばこを消した後に残留する化学物質を吸入すること。)による健康影響が明らかではないことから、三次喫煙は「受動喫煙」の対象外としています。	ご意見を踏まえ記載内容の変更を検討します。
38	その他	該当なし	該当なし	三次喫煙防止の観点から喫煙後45分以内は市有地施設に立ち入り禁止というルールを制定するべき。	本条例では三次喫煙を対象にしていないこと、「喫煙後45分以内」という証明及び確認が困難であることから条例に反映をいたしません。	ご意見と受け止め、原案の通りとさせていただきます。
39	その他	該当なし	日野市の責務(p.3)	禁止地区であってもタクシー運転手がルール違反の路上喫煙をする事例がある。タクシー会社には個別にルール順守の徹底を申し入れてほしい。	タクシー会社に限らず周知を行っていきたいと考えております。	ご意見として承ります。
40	その他	該当なし	該当なし	条例違反を通報するためのアプリなどのシステムを整備してほしい。	ご意見として承ります。	ご意見として承ります。
41	その他	該当なし	公衆喫煙所を日野駅東口広場に設置(予定)。(p.5)	たばこの吸い殻が道端に多く落ちているため、喫煙所の設置を願う。	分煙環境の整備、たばこのポイ捨て減少等を目的として、令和6年11月に公衆喫煙所を日野駅東口広場に整備する予定です。	ご意見として承ります。